県産材のあふれる街づくり事業（民間施設）補助金交付要領

県　材　第　４　５　６　号
制定　平成２９年　４月１４日
改正　平成３１年　４月　１日
改正　令和　元年１０月　１日
改正　令和　２年　４月　１日
改正　令和　３年　４月　１日
改正　令和　４年　４月　１日
改正　令和　５年　４月　１日
改正　令和　６年　４月　１日
改正　令和　７年　４月　１日

（通則）

第１条　県産材のあふれる街づくり事業（民間施設）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和４６年４月１日福井県規則第２０号。「以下「規則」という。）および農林水産部県産材活用課・森づくり課所管補助金交付要綱（平成１７年４月１日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（目的）

第２条　この補助金は、県内外の民間施設における県産材を使用した木造化や木質化、県産材を使用した木製品の購入および木造施設の設計に要する費用の一部を、予算の範囲内において助成することにより、利用者に県産材の良さや活用の意義を広くＰＲし、県産材の利用促進を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要領において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）民間施設とは、民間の事業者が県内外で経営または管理する施設で、多くの県民等が利用できる施設をいう。また、利用者が限定される場合であっても、県民等に県産材の魅力を広くＰＲできる施設とする。

（２）新築とは、建築物のない土地に、新たに木造建築物を建築することをいう。

（３）増築とは、既存建築物に建て増しをする、または既存建築物のある敷地に新たに建築することをいう。

（４）改築とは、建築物の全部または一部を除却した場合、または災害等により失った場合に、これらの建築物または建築物の部分を従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えることをいう。

（５）木造化とは、構造耐力上主要な部分の材料に木材を使用したものをいう。

（６）木質化とは、施設の内外装（床・壁・天井等）であって、来訪者から見える部分に木材を使用することをいう。

（７）設計とは、建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く）および仕様書を作成することをいう。
（８）構造設計とは、建築士法第２条第７項に規定する構造設計をいう。
（９）意匠設計とは、施主から要望を聞き取り、建築のデザインや間取りを計画することをいう。
（10）県産材とは、福井県内で伐採された原木を原則として県内で加工した製材品をいう。ただし、県内で加工できないものについてはその限りではない。
（11）県産材商品とは、板材や角材など前号の県産材を用いて商品化したものをいう。
（12）延床面積とは、建築基準法施行令第２条第１項第４号に規定する面積をいう。（ただし、建物の一部分のみを改修する場合は、その改修部分の階層を足し合わせた面積とする）

（事業内容）

第４条　事業の内容は、次のとおりとする。

事業区分	内　容
木造化支援	施設の新築・増築・改築工事にかかる構造耐力上主要な部分に一定量以上の県産材を使用する場合に、予算の範囲内において、県産材の使用にかかる経費の一部に対して助成する
設計支援	＜構造設計＞ 延床面積３００㎡超の木造施設の構造設計を行う場合に、一定量以上の県産材を使用する設計をする者に対し、予算の範囲内において、その構造設計にかかる経費の一部に対して助成する ＜意匠設計＞ 延床面積３００㎡超の建築物の意匠設計を行う場合に、一定量以上の県産材を使用する木造施設を設計する者に対し、予算の範囲内において、非木造構造と比較した際の掛かり増し経費を一定額助成する
木質化支援	施設の内外装であって、来訪者から見える部分に県産材および県産材商品を使用する場合に、予算の範囲内において、県産材等にかかる経費の一部に対して助成する
木製品支援	県産材および県産材商品を使用した家具や玩具、遊具を購入する場合に、予算の範囲内において、購入にかかる経費の一部に対して助成する 企業等が店舗等で、県産材および県産材商品を使用した木製品をリース契約する場合、リース会社に対し、予算の範囲内において、木製品購入にかかる経費の一部に対して助成する

（補助対象となる施設および木製品）

第５条　補助対象となる施設および木製品は、学校法人、社会福祉法人およびその他の民間施設(※)で、多くの県民等が利用できる施設ならびに前述の施設に導入される木製品とする。

また、利用者が限定される場合であっても、見学会開催や自社ＨＰ、パンフレット等への掲載により県民等へ県産材および県産材商品の魅力を広くＰＲし、利用普及に努める施設ならびに前述の施設に導入される木製品とし、事業区分毎に次のとおりとする。

なお、利用者が限定される施設とは利用者が従業員のみであるなど一定の人物に限られる施設とする。

※　資本金の全部または一部が国または地方公共団体からの出資による法人、または事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国または地方公共団体からの交付金もしくは補助金等によって得ている法人の運営・管理する施設は除く

※　商業施設の場合は、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する風俗営業施設を除く

事業区分	補助対象となる施設および木製品
木造化支援	次のすべてに該当する施設とする １　構造耐力上主要な部分に県産材を使用する施設 ２　全体木材使用量（体積）に占める１の県産材の割合が５０％以上の施設（ただし、構造上50%を超えることが困難な施設については、知事との協議で認められた場合、対象とする） ※「構造耐力上主要な部分」とは、建築基準法施行令第一条第１項三号に記載されたものとし、構造上重要でない間仕切壁、附け柱、ひさし等、その他これらに類する建築物の部分を除く ※住宅と併用する施設の場合、居住用部分の床面積が延床面積の５０％を超える場合は補助対象外とし、廊下や便所などの共用部分は補助対象面積としては算入しないこと ※県産材使用割合が実績で満たない場合、補助金交付の対象外 ※助成を受けようとする年度以前に着工した施設は対象外 ※木造と他の構造との混構造の建築物については知事と協議すること
設計支援	次のすべてに該当する施設の設計とする １　延床面積が３００㎡超の木造建築物（建築基準法第２０条第１項第２号または第３号に適合するもの） ２　構造耐力上主要な部分に県産材を使用する施設 ３　全体木材使用量（体積）に占める２の県産材の割合が５０％以上の施設（ただし、構造上50%を超えることのできない施設については、知事との協議で認められた場合、対象とする） ※「構造耐力上主要な部分」とは、建築基準法施行令第一条第１項三号に記載されたものとし、構造上重要でない間仕切壁、附け柱、ひさし等、その他これらに類する建築物の部分を除く ※住宅と併用する施設の場合、居住用部分の床面積が延床面積の５０％を超える場合は補助対象外とし、廊下や便所などの共用部分は補助対

設計支援	象面積としては算入しないこと ※県産材使用割合が実績で満たない場合、補助金返還の対象 ※助成を受けようとする年度以前に設計した施設は対象外 ※木造と他の構造との混構造の建築物については知事と協議すること
木質化支援	次のすべてに該当する施設とする 1　施設の内外装（床・壁・天井・塀・デッキ・固定家具）であって、来訪者や利用者から見える部分に県産材および県産材商品を１０㎡以上使用する施設に加え、キッチンカーなどの県民等が利用する移動型店舗も含めるものとする（移動型店舗は３㎡以上の使用とする） 2　取り外し（持ち運び）可能な部材（床パネル等）を内装材として用いる場合は、もっぱら施設内に常設するものとし、施設外で使用する際は、県産材等のＰＲやふれあいの場の提供を目的として使用し、形状を変更しないこと、また、用途以外の目的に使用しないことを遵守する施設 ※複数年にわたり木質化する施設については初年度のみ対象 ※住宅と併用する施設の場合、居住用部分の床面積が延床面積の５０％を超える場合、居住用部分も含む物は補助対象外とし、店舗部分のみを木質化する物は対象とする。また、廊下や便所などの共用部分は補助対象面積としては算入しないこと ※助成を受けようとする年度以前に着工した施設は対象外
木製品支援	次に該当する木製品とする 施設内で利用するための家具（机・椅子・本棚等）や玩具、遊具で、原則として県産材および県産材商品のみを使用したもの ただし、机や椅子の脚部等、構造および用途上、県産材等を使用できないものについては知事と協議（様式は任意）することなお、その場合、県産材は主たる部分に使用されていること ※玩具とは手に持って遊べる大きさのものを主とし、遊具とはすべり台、ジャングルジムなど特定の場所に設置して用いられるものを主とする ※固定家具（カウンター等）は、木製品支援ではなく、木質化支援に該当する ※助成を受けようとする年度以前に購入した木製品については対象外 ※消耗品に類似する木製品は対象外となるため、申込前に確認すること

（補助対象者）

第６条　補助対象者は、学校法人、社会福祉法人およびその他の民間施設(※)の経営者または管理者もしくは当該施設の設計を請け負う建築士および工事等を請け負う工事請負業者とし、事業区分毎に次のとおりとする。

※　資本金の全部または一部が国または地方公共団体からの出資による法人、またはその

事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国または地方公共団体からの交付金もしくは補助金等によって得ている法人の運営・管理する施設は除く

※　商業施設の場合は、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する風俗営業施設を除

※　く

事業区分	補助対象者
木造化支援 木質化支援	1　民間施設の経営者または管理者については、次のすべてに該当する者とする。 （1）次のいずれかに該当する者と設計または施工の契約をする者 ア　福井県知事が認定する県産材住宅コーディネーター（以下、「県産材住宅コーディネーター」という） イ　福井県産品活用推進センター会員または当該センターに加入することが確実に見込まれる者（以下、「福井県産品活用推進センター会員」という） ウ　イから県産材または県産材商品を調達し利用する工事請負業者 エ　イから県産材を調達し、県産材商品に加工する者の商品を利用する工事請負業者 （2）県税に滞納のない者 （3）県産材の普及啓発のために、県が作成するパンフレット、ホームページ等への掲載を承諾する者 2　当該施設の工事請負業者については、次のすべてに該当する者とする。 （1）次のいずれかに該当する者から県産材または県産材商品を調達し利用する者 ア　福井県産品活用推進センター会員 イ　アから県産材を調達し、県産材商品に加工する者 （2）県税に滞納のない者 （3）県産材の普及啓発のために、県が作成するパンフレット、ホームページ等への掲載を承諾する者
設計支援	民間施設の経営者または管理者から設計を請け負った建築士のうち、次のすべてに該当する者とする。 1　県内に事務所がある建築士 2　県税に滞納のない者 3　当該施設が完成後、県産材の普及啓発のために、県が作成するパンフレット、ホームページ等への掲載を承諾する者
木製品支援	1　民間施設の経営者または管理者については、次のすべてに該当する者とする。 （1）次のいずれかに該当する者から木製品を購入する者 ア　福井県内に本社または営業所のある法人等

木製品支援	イ　福井県産品活用推進センター会員から調達した県産材または県産材商品からなる木製品を製作または取扱う工事請負業者 ウ　福井県産品活用推進センター会員から調達した県産材を、県産材商品に加工する者の商品からなる木製品を製作または取扱う工事請負業者 （２）県税に滞納のない者 （３）当該施設に木製品を導入後、県産材の普及啓発のために、県が作成するパンフレット、ホームページ等への掲載を承諾する者 ２　当該施設の工事請負業者およびリース会社については、次のすべてに該当する者とする。 （１）次のいずれかに該当する者から木製品を購入する者 ア　福井県産品活用推進センター会員から調達した県産材および県産材商品からなる木製品を製作または取扱う者 イ　福井県産品活用推進センター会員から調達した県産材を、県産材商品に加工する者の商品からなる木製品を製作または取扱う者 （２）県税に滞納のない者 （３）県産材の普及啓発のために、県が作成するパンフレット、ホームページ等への掲載を承諾する者

２　前項の規定にかかわらず、補助対象者は暴力団（福井県暴力団排除条例（平成２２年福井県条例第３１号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第２条第２号に規定する暴力団員および同条第３号に規定する暴力団関係者をいう。）および法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成要員が暴力団員等に該当しないこと。

　また、県外に拠点をおく補助対象者についても、当該地方自治体の暴力団排除条例に規定される暴力団員等に該当しないこと。

３　木造化･木質化をしようとする施設の県産材等使用部分および購入する県産材等を使用した木製品について、本事業以外の助成制度を受けていないこと。

ただし、本事業との併用が認められている助成制度を受ける場合はこの限りでない。

（補助対象となる経費）

第７条　補助対象となる経費は、次のとおりとする。

事業区分	補助対象となる経費
木造化支援	建築工事に使用した県産材および県産材商品にかかる経費（材料費、施工費） ※この場合の施工費とは、大工手間、プレカット加工費、運搬費、金物費とし、県産材等にかかる施工費の抽出が困難な場合については、木工事費に県産材使用割合（%）を乗じて算出する ※住宅と併用する施設の場合で、県産材等にかかる経費を住宅（補助対象外）とその他施設（補助対象）に区分することが困難な場合については、全体の県産材等にかかる経費にその他施設の床面積割合（その他施設の床面積÷延床面積（%））を乗じて算定する ※地盤補強に使用する県産材木杭も対象とする ※県産材を使用した合板や、ウッドプラスチック等、福井県産間伐材認証制度の指定事業体が生産する木質系建材も対象とし、その経費は県産材の使用率で計算する ※取り外し（持ち運び）可能な建具、看板等は対象外とする ※現場に納入された木材のうち使用されなかった木材量は含めないものとする
設計支援	＜構造設計＞ 木造建築物の構造設計にかかる経費 ※設計する建築物については、地盤補強に使用する県産材木杭も対象とする。また、県産材を使用した合板や、ウッドプラスチック等、福井県産間伐材認証制度の指定事業体が生産する木質系建材も対象とする ※取り外し（持ち運び）可能な建具、看板等は対象外とする ＜意匠設計＞ 木造建築物の意匠設計にかかる掛かり増し経費 ［県の補助金（定額）の算定方法］ ※国土交通省告示第８号における業務報酬基準に基づき掛かり増し経費を算出する（標準業務・設計における総合および標準業務・監理における総合を対象とする） ※業務報酬の算出方法は、略算方法を用いる ※人件費単価は技師Ｂ、業務時間は１日８時間として算出する ※追加業務、特別経費、技術料等経費は対象外とする
木質化支援	内外装の材料に使用する木材のうち、来訪者から見える部分に使用する県産材および県産材商品にかかる経費（材料費、施工費） ※この場合の施工費とは、大工手間、プレカット加工費、運搬費、金物費とし、県産材等にかかる施工費の抽出が困難な場合については、木工事費に県産材使用割合（%）を乗じて算出する ※県産材を使用した合板や、ウッドプラスチック等、福井県産間伐材認

木質化支援	証制度の指定事業体が生産する木質系建材も対象とし、その経費は県産材の使用率で計算する ※要領第５条の木質化支援で補助対象とする取り外し（持ち運び）可能な部材以外の建具、看板等は対象外とする ※現場に納入された木材のうち使用されなかった木材量は含めないものとする
木製品支援	県産材および県産材商品を使用した家具や玩具、遊具の購入にかかる経費 ※建具、看板等は対象外とする ※県産材を使用した合板やウッドプラスチック等、福井県産間伐材認証制度の指定事業者が生産する木質系建材は対象外とする

（補助金の額）

第８条　県が補助する額は、予算の範囲内において、次のとおりとする。

事業区分	補助金額
木造化支援	建築工事に使用した県産材および県産材商品にかかる経費の１/３以内 （延床面積５０㎡未満：上限８００千円 延床面積５０㎡以上３００㎡未満：上限２，０００千円 延床面積３００㎡以上：上限５，０００千円）
設計支援	＜構造設計＞ 構造設計に係る経費の１/３以内 上限８００千円 ＜意匠設計＞ 意匠設計に係る掛かり増し経費（定額） 上限１，０００千円
木質化支援	木質化工事に使用した県産材および県産材商品にかかる経費の１/３以内 （延床面積３００㎡未満：上限７００千円 延床面積３００㎡以上：上限１，８００千円）
木製品支援	県産材および県産材商品を使用した木製品購入にかかる経費の１/３以内 学校法人、社会福祉法人 （家具・遊具：上限１，０００千円 玩具　　：上限　　１００千円　合計１，０００千円上限） 上記以外の施設 （家具・遊具：上限　　５００千円 玩具　　：上限　　８０千円　合計５００千円上限） リースを目的とする場合：上限５００千円

（補助金の申込み）

第９条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、契約締結後、工事等着工前までに、県産材のあふれる街づくり事業（民間施設）補助金申込書（以下「申込書」という。）（様式１－１号、１－２号、１－３号、１－４号）に、次の各号に定める書類を添えて、福井県農林水産部県産材活用課（以下「県」という。）に提出しなければならない。

なお、全体木材使用量（体積）に占める構造耐力上主要な部分の県産材の割合が構造上50%を超えることが困難な施設については、申込みの前までに、知事と協議するものとする（任意様式）。

事業区分	添付書類
木造化支援	・事業実施計画書（様式第１－１号の別紙） ・使用部材一覧表（様式第２－１号） ・補助対象経費の算出根拠資料（任意様式） ・発注者の承諾書（様式第３号）※申込者が工事請負業者の場合 ・建築請負契約書の写し（参考様式第１号） ・図面（付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、立面図、県産材の使用した部位およびその使用量が判別できるもの） ・県産材住宅コーディネーター証の写し、もしくは福井県産品活用推進センター会員であることが分かる書類の写し ・返信用封筒（１１０円切手を貼り、宛先を記入したもの） ※郵便での通知書等送付を希望する場合 ・その他知事が必要と認めるもの
設計支援	・事業実施計画書（様式第１－２の別紙） ・補助対象経費の算出根拠資料（任意様式） ※人件費の考え方は、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする ※構造設計のみ ・発注者の承諾書（様式第３号） ・業務委託契約書の写し（参考様式第３号） ・施設の建築予定位置図および予定地の写真 ・返信用封筒（１１０円切手を貼り、宛先を記入したもの） ※郵便での通知書等送付を希望する場合 ・その他知事が必要と認めるもの
木質化支援	・事業実施計画書（様式第１－３号の別紙） ・使用部材一覧表（様式第２－３号） ・補助対象経費の算出根拠資料（任意様式） ・発注者の承諾書（様式第３号）※申込者が工事請負業者の場合 ・建築請負契約書の写し（参考様式第２号） ・図面（施設位置図、県産材部材使用箇所および県産材の使用量、

木質化支援	施設等との位置関係、延床面積がわかるもの） ・写真（施設正面全景、施工前状況の分かるもの（施工箇所すべて）） ・県産材住宅コーディネーター証の写し、もしくは福井県産品活用推進センター会員であることが分かる書類の写し ・返信用封筒（１１０円切手を貼り、宛先を記入したもの） ※郵便での通知書等送付を希望する場合 ・その他知事が必要と認めるもの
木製品支援	・事業実施計画書（様式第１－４号の別紙） ・使用部材一覧表（様式第２－４号） ・発注者の承諾書（様式第３号）※申込者が工事請負業者の場合 ・請負契約書の写し（参考様式第２号） ・図面（施設位置図、製品規格の分かるもの） ・福井県産品活用推進センター会員であることが分かる書類の写し　※木製品の製作または取扱いが工事請負業者の場合 ・返信用封筒（１１０円切手を貼り、宛先を記入したもの） ※郵便での通知書等送付を希望する場合 ・その他知事が必要と認めるもの

２　木造化支援と木質化支援の申込みの重複は認められないものとする。

（採択等）

第１０条　補助事業の採択は、次のとおりとする。

１　県は、申込書を受理したときは、その内容を審査し、予算の範囲内で採択の可否を決定するとともに、その結果を県産材のあふれる街づくり事業（民間施設）採択結果通知書（様式第４―１号、４－２号）により、申込者に通知するものとする。

なお、過去に本事業の支援を受けた施設は対象外とする。ただし、以下の場合はこの限りでない。

（１）事業区分が異なる場合

ただし、木造化支援を受けた施設については、当該施設に係る木質化支援を受けることができないものとする。

（２）補助を受けた施設の構造や部位などが別表に定める耐用年数を越えている場合

（３）その他知事が認めるもの。

２　採択となった事業の補助対象期間は、採択結果通知の日から１年間とする。

なお、これにより難い場合は知事と協議するものとする。

３　予算の範囲を超える時は募集を終了することとし、その旨を事前に県産材活用課のホームページを通じて周知する。

（申込内容の変更および中止）

第１１条　前条第１項の規定により通知を受けた申込者（以下「補助事業者」とい

う。）は、第９条第１項の申込書の内容を変更するときは、遅滞なく、県産材のあふれる街づくり事業（民間施設）補助金変更届出書（様式第５号）に変更内容の分かる書類を添えて、県に提出しなければならない。

２　県は、変更届出書を受理したときは、その内容を審査するとともに、県産材のあふれる街づくり事業（民間施設）補助金変更届出 受理通知書（様式第６号）により、補助事業者に通知するものとする。

３　補助事業者で、申込を中止する者は、県産材のあふれる街づくり事業（民間施設）中止届出書（様式第７号）を、県に提出しなければならない。

（補助金の交付申請兼実績報告）

第１２条　補助事業者は、当該年度の３月１０日までに本事業の対象となる事業を完了するものとし、事業完了日から１ヶ月以内または３月２０日のいずれか早い日（提出日が土日祝日など県の定める休日に当たる場合はその翌日）までに、要綱第３条の規定に基づく交付申請ならびに要綱第６条の規定に基づく実績報告（様式第８－１号、８―２号、８－３号、８－４号）に次に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、当該年度の３月１０日以降に本事業の対象となる事業が完了したときは、翌年度の４月以降に事業完了日から１ヶ月以内または補助対象期間の満了日のいずれか早い日（提出日が土日祝日など県の定める休日に当たる場合はその翌日）までに、要綱第３条の規定に基づく交付申請ならびに要綱第６条の規定に基づく実績報告（様式第８－１号、８－２号、８－３号、８－４号）に次に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

事業区分	添付書類
木造化支援	・事業実績書（様式第１－１号の別紙） ・木材納入証明書（様式第９－１号） ・工事完了・同確認書（参考様式第４号）の写し ・写真（材料納入状況、施工中、完成後（外観と内観）） ・施工費の領収書、その他の代金支払いを証する書類の写し ・納税証明書（県税の全税目に滞納がないことを証明事項とするもの。）または納税状況の確認に関する同意書（様式第９－２号） ・債権・債務者登録申請書（様式第９－３号）※初回申請時のみ ・通帳の写し　※初回申請時のみ ・返信用封筒（１１０円切手を貼り、宛先を記入したもの） ※郵便での通知書等送付を希望する場合 ・その他知事が必要と認めるもの
設計支援	・事業実績書（様式第１－２号の別紙） ・業務完了・同確認書（参考様式第５号）の写し ・作成した成果品（使用部材一覧表、図面、構造計算書の一部等補助対象にかかる成果品）

設計支援	・設計費の領収書、その他の代金支払いを証する書類の写し ・納税証明書（県税の全税目に滞納がないことを証明事項とするもの。）または納税状況の確認に関する同意書（様式第９－２号） ・債権・債務者登録申請書（様式第９－３号）　※初回申請時のみ ・通帳の写し　※初回申請時のみ ・返信用封筒（１１０円切手を貼り、宛先を記入したもの） ※郵便での通知書等送付を希望する場合 ・その他知事が必要と認めるもの
木質化支援	・事業実績書（様式第１－３号の別紙） ・木材納入証明書（様式第９－１号） ・工事完了・同確認書（参考様式第４号）の写し ・写真（材料納入状況、施工中、完成後（施工中、完成後いずれも施工箇所すべて）） ・施工費の領収書、その他の代金支払いを証する書類の写し ・納税証明書（県税の全税目に滞納がないことを証明事項とするもの。）または納税状況の確認に関する同意書（様式第９－２号） ・債権・債務者登録申請書（様式第９－３号）※初回申請時のみ ・通帳の写し　※初回申請時のみ ・返信用封筒（１１０円切手を貼り、宛先を記入したもの） ※郵便での通知書等送付を希望する場合 ・その他知事が必要と認めるもの
木製品支援	・事業実績書（様式第１－４号の別紙） ・木材納入証明書（様式９－１号） ・工事完了・同確認書（参考様式第４号）の写し ・写真（製品納入状況、施工中、完成後（施工中、完成後いずれも施工箇所すべて）） ・領収書、その他の代金支払いを証する書類の写し ・納税証明書（県税の全税目に滞納がないことを証明事項とするもの。）または納税状況の確認に関する同意書（様式第９－２号） ・債権・債務者登録申請書（様式第９－３号）※初回申請時のみ ・通帳の写し　※初回申請時のみ ・返信用封筒（１１０円切手を貼り、宛先を記入したもの） ※郵便での通知書等送付を希望する場合 ・その他知事が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第１３条　知事は、前条の規定による補助金申請兼実績報告があったときは、申請書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、適正であると認めたときは補助金の交付決定および額の確定を行い、補助事業者（以下、「申請者」という）に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１４条　補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金交付請求書（様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第１５条　知事は、申請者が、次のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、または交付した補助金の返還を命ずることができる。

（１）補助対象となる施設および木製品の条件を満たさなくなったとき。

（２）提出書類に虚偽の事項を記載し、または補助金の交付に関し不正な行為があったとき。

（３）前号のほか、補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

（４）その他規則、要綱、要領等に違反する等、不正な行為等があったとき。

２　申請者は、前項の規定により返還を命ぜられたときは、規則に定めるところにより、これに応じなければならない。

（県産材のＰＲ）

第１６条　申請者は、補助対象となる県産材の付近に、県産材を使用したことを明記する看板等を常設することとする。

また、設置した看板等の写真を要領第１２条に定める実績報告に添えて提出することとする。

なお、この看板等は補助対象外とする。

２　木造化支援については、施設の運営者が希望する場合に限り、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を示した掲示物（様式第 11 号）を県から送付することとする。

３　利用者が限定される施設については、申請者は前項に加えて、県産材の利用普及のため、見学会開催や自社ＨＰ、パンフレット等掲載によるＰＲを行うこととし、補助金の交付を受けた年度の翌年度の４月３０日までにＰＲ活動結果（任意様式）を報告することとする。

（報告、調査および指示）

第１７条　知事は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、当該補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件を調査し、

または現地調査、他機関への確認等必要な事項を指示することができる。

（適用する要領）

第１８条　対象となる施設および木製品に適用する要領は、申込を受理した年度の要領とする。

（その他）

第１９条　この要領に定めるもののほか、この補助金制度の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

１　この要領は、平成２９年４月１４日から適用する。

附則

１　この要領は、平成３０年４月２日から適用する。

附則

１　この要領は、平成３１年４月１日から適用する。

附則

１　この要領は、令和元年１０月１日から適用する。

附則

１　この要領は、令和２年４月１日から適用する。

附則

１　この要領は、令和３年４月１日から適用する。

附則

１　この要領は、令和４年４月１日から適用する。

附則

１　この要領は、令和５年４月１日から適用する。

附則

１　この要領は、令和６年４月１日から適用する。

附則

１　この要領は、令和７年４月１日から適用する。